

運 営 規 程

医療法人 恵真会
グループホーム めぐみ

2019年10月1日改正

グループホーム めぐみ運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人 恵真会が開設する。グループホーム めぐみが（以下「めぐみ」という）が行う認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、めぐみの従業者が要支援2・要介護状態にある認知症高齢者に対し、適正な認知症対応型共同生活介護サービス・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護従事者は、利用者の状態を把握し、その有する能力に応じ、めぐみでの共同生活を営むことができるよう、日常生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 グループホーム めぐみ
- 2 所在地 福岡県糸島市志登 567-1

(利用定員)

第4条 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の利用定員は、以下の通りとする。

18名 (1ユニット 9名 × 2ユニット)

(職員の職種、員数、職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数、職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者 1名 (両ユニット兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 計画作成担当者 2名 (各ユニット1名)
計画作成担当者は利用者の心身の状況、希望を踏まえて、援助の目標、当該を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成するとともに、自らも介護サービス提供に当たるものとする。

- 3 介護従事者 夜勤時間以外は入居者3名に対して1名以上
(うち1名以上は常勤とする)
夜勤時間帯は1ユニット1名以上

介護従事者は介護計画・介護予防計画をもとに利用者の日常生活の援助を行う。

(入退居にあたっての留意事項)

第6条 事業者は要支援2・要介護者であって認知症の状態にあるもののうち少人数による共同生活を営むことに支障がない者にサービスを提供するものとする。

- 2 事業者は入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により当該入居申込者が認知症の状態にあることを確認しなければならない。
- 3 事業者は入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
- 4 事業者は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴等の把握に努めなければならない。
- 5 事業所は、利用者の退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
- 6 事業者は、入居者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護及び認知症対応型共同生活介護〈短期利用型〉・介護予防認知症対応型共同生活介護〈短期利用型〉利用料等)

第7条 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の利用者負担割合の額とする。

- 2 前項の費用の支払いを受けるほか、その他の費用についてその実費の支払いを利用者から受けるものとし、当該サービス提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

○ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

【基本報酬】(介護報酬単位)

2019年10月1日改正

要支援2	745単位	要介護1	749単位	要介護2	784単位
要介護3	808単位	要介護4	824単位	要介護5	840単位

【加算】(介護報酬単位)

入院時費用	246単位	利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定。
看取り介護加算	144単位	医師が回復の見込みがないと診断し、利用者又は家族の同意を得て、利用者の介護計画が作成されていること。医師、看護師、介護職員等が共同して、随時説明を行い介護が行われた場合に算定。 医療連携体制加算対象事業所である事。 死亡日以前4日以上30日以下で・144単位/日 死亡日前日及び前々日・・・680単位/日 死亡日・・・1280単位/日
初期加算	30単位	入居されて30日の間算定。30日を超える病院又は診療所への入院の後に再び入居した場合にも算定。
医療連携体制加算	39単位	健康管理、医療連携体制を強化している場合に算定。
退居時相談援助加算	400単位 (1回のみ)	1月を超える利用者が退去し、退居時に包括支援センター等に情報提供した場合に算定。
生活機能向上連携加算	200単位 (1月)	医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が認知症対応型共同生活介護事業所を訪問し、計画作成担当者と身体状況等の評価を共同して行い、計画作成者は生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活計画を作成すること。 入居から3月の間、1日につき所定単位数を加算する。
口腔衛生管理体制加算	30単位 (1月)	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に所定単位数を加算する。
栄養スクリーニング加算	5単位 (6月に1回)	利用開始日及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、栄養状態に関する情報を担当する計画作成担当者に提供した場合に1日につき所定単位数を加算する。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18単位	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合に算定。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	12単位	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上の場合に算定。

若年性認知症 受入加算	120単位	若年性認知症利用者(65歳未満)ごとに個別に担当者を定め、指定認知症対応型共同生活介護を行なった場合に算定。
介護職員処遇改善 加算(Ⅰ)	11.1%	資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保する事。
介護職員等特定処遇 改善加算(Ⅰ)	3.1%	介護職員処遇改善加算を算定しており、サービス提供体制加算(Ⅰ)を算定している場合に算定。

※ 要支援2の場合は、医療連携体制加算・看取り介護加算は算定されません。

※ 加算については算定基準に適合した場合のみ算定致します。

○ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)

【基本報酬】(介護報酬単位)

2019年10月1日改正

要支援2	773単位	要介護1	777単位	要介護2	813単位
要介護3	837単位	要介護4	853単位	要介護5	869単位

【加算】(介護報酬単位)

医療連携体制加算	39単位	健康管理、医療連携体制を強化している場合に算定。
サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)イ	18単位	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合に算定。
サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)ロ	12単位	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上の場合に算定。
若年性認知症 受入加算	120単位	若年性認知症利用者(65歳未満)ごとに個別に担当者を定め、指定認知症対応型共同生活介護を行なった場合に算定。
介護職員処遇改善 加算(Ⅰ)	11.1%	資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保する事。
介護職員等特定処遇 改善加算(Ⅰ)	3.1%	介護職員処遇改善加算を算定しており、サービス提供体制加算(Ⅰ)を算定している場合に算定。
生活機能向上連携 加算	200単位 (1月)	医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が認知症対応型共同生活介護事業所を訪問し、計画作成担当者と身体状況等の評価を共同して行い、計画作成者は生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活計画を作成すること。 入居から3月の間、1月につき所定単位数を加算する。

※ 要支援2の場合は、医療連携体制加算は加算されません。

※ 加算については算定基準に適合した場合のみ算定致します。

利用料は、認知症対応型共同生活介護、短期利用共同生活介護（介護予防含む）共に介護報酬総単位数に、介護職員処遇改善加算Ⅰ（111/1,000）と介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（31/1000）が別途加算されます。又、地域区分単価として、基本単位・加算の合計に10.27が乗じられます。

- 介護保険給付対象外サービス（入居者の自己負担となります。）

	金 額
家賃（1日）	1,100円
家賃（1ヶ月）	33,000円
食事材料費（1日）	1,400円
水道・光熱費（1日）	250円
ベッドリース料（1日）	110円

- 理美容代

利用料の全額を負担していただきます。

種 類	内 容	利 用 料	
理髪・美容	毎週月曜日出張による理美容サービスを利用いただけます。	坊主刈り	1,430円
		カット	1,650円
		パーマ・毛染め	3,080円
		シャンプー・顔剃り	1,100円

- オムツ・その他の費用

オムツについては、実費負担となります。

その他認知症対応型共同生活介護サービス・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められる費用は、入居者の負担となります。

(緊急時における対応)

第 8 条 介護従事者は入居者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び協力医療機関に連絡するなどの措置を講ずるとともに、ホーム長に報告しなければならない。

協力医療機関

名 称 渡辺整形外科病院
所在地 福岡県糸島市前原 1811-1

名 称 小島歯科医院
所在地 福岡県糸島市浦志 152-1

(非常災害対策)

第 9 条 施設管理者は入居者の特性を踏まえ、「非常災害に際して必要な具体的計画」の樹立、避難、救出訓練策について、計画的な防災訓練や設備改善を計り、入居者の安全に対して万全を期さねばならない。

(苦情への対応)

第 10 条 利用者からの苦情については管理者及び各ユニットのリーダーが受付となり、慎重に協議し迅速かつ誠意を持って対応する。また、各ユニットに意見箱を設け同様に対応する。

(秘密の保持)

第 11 条 事業所の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業者は職員であった者が、退職した後においても正当な理由なくその業務上知り得た利用者及び家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業者は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

(研修)

第 12 条 管理者及びすべての職員は、入居者の処遇向上のため、研修などにおいて職務遂行能力の水準維持、向上させるよう努めなければならない。

(その他)

第13条 この規程に定めるものの他、必要事項は別に定める。

(附則)

この規程は、平成14年3月4日より施行する。

この規定は、平成18年4月1日より施行する。

この規定は、平成21年4月1日より施行する。

この規定は、平成21年12月1日より施行する。

この規定は、平成22年1月1日より施行する。

この規定は、平成24年4月1日より施行する。(介護職員処遇改善加算・地域区分追加)

この規定は、平成25年4月1日より施行する。(水道・光熱費150円→250円に変更)

この規定は、平成26年4月1日より施行する。(介護報酬改定・消費税の変更)

この規定は、平成27年4月1日より施行する。(介護報酬改定)

この規定は、平成27年8月1日より施行する。(介護保険負担割合導入の為)

この規定は、平成28年4月1日より施行する。(サービス提供体制強化加算Ⅰイ⇒Ⅰロ)

この規定は、平成29年4月1日より施行する。(介護職員処遇改善加算Ⅱ⇒Ⅲ)

この規定は、平成30年4月1日より施行する。(介護報酬改定)

(サービス提供体制強化加算Ⅰロ⇒Ⅰイ)

この規定は、2019年4月1日より施行する。(介護職員処遇改善加算Ⅲ⇒Ⅰ)

この規定は、2019年10月1日より施行する。(消費税引き上げに伴う介護報酬改定及
食事材料費代1,300円⇒1,400円)